

公害苦情相談員の任命等に関する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略) (任命)</p> <p>第二条 次に掲げる職にある者は、その職にある期間中、公害苦情相談員とする。</p> <p>一 <u>環境県民局環境部環境保全課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課</u>の事業調整監、専任主査、主任主査、主査、専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>二 地域事務所厚生環境局の環境管理課長並びに環境管理課の事業調整員、主任専門員、主任監視指導専門員、専門員、監視指導専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>2 知事は、前項の規定によるほか、必要に応じ、関係機関の職員のうちから公害苦情相談員を任命する。</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>第一条 (略) (任命)</p> <p>第二条 次に掲げる職にある者は、その職にある期間中、公害苦情相談員とする。</p> <p>一 <u>環境部環境対策局環境対策室、循環型社会推進室及び産業廃棄物対策室</u>の事業調整監、専任主査、主任主査、主査、専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>二 地域事務所厚生環境局の環境管理課長並びに環境管理課の事業調整員、主任専門員、主任監視指導専門員、専門員、監視指導専門員、主任、主任主事及び主任技師</p> <p>2 知事は、前項の規定によるほか、必要に応じ、関係機関の職員のうちから公害苦情相談員を任命する。</p> <p>第四条 (略)</p>